

市立堺病院後利用事業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 市立堺病院が移転した後の施設の有効活用を図るに当たり、当該施設を有効利用し、当該施設において事業を行う者（以下「後利用事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（公募により事業提案書の提出を求め、最適な者を特定する方式をいう。）により公正かつ適正に選定するため、市立堺病院後利用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 募集要項及び選定基準の案の作成に関する事項
- (2) 提案書その他提出された書類の審査に関する事項
- (3) 後利用事業者の候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後利用事業者の候補者の選定について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療、保健及び福祉について優れた識見を有する者
 - (3) 病院経営について優れた識見を有する者
 - (4) 本市職員
 - (5) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が選定の対象となる団体の役員その他これに類する地位にある場合又は当該団体と利害関係にある場合は、当該団体に係る議事に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、堺病院事務局新病院建設室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。